

# 市政トピックス

## 児童扶養手当一部支給停止 適用除外について

子ども課 児童家庭係

(☎95)0120

児童扶養手当は、原則として手当の受給開始月から起算して5年を経過すると、手当の2分の1を支給停止することになっています（一部支給停止）。

しかし、就業中である場合や、就業できない特別な事情がある場合は、所定の手続きを行うことで、支給停止の適用を受けることなく、引き続き、規定の手当額を受給することができます（一部支給停止適用除外）。  
※ただし、所得や家族の状況等に変化があった場合はこの限りではありません。

## 春の叙勲・褒章受章者

春の叙勲・褒章受章者が、4月29日に発令されました。

受章おめでとうございます。

- 瑞宝中綬章 教育研究功労  
杉浦 孜氏（上重原町）
- 瑞宝双光章 保健衛生功労  
佐野 幹夫氏（牛田町）
- 瑞宝単光章 統計調査功労  
小伊豆 住子氏（西中町）



- 危険業務従事者叙勲  
瑞宝双光章 警察功労  
清水 稔氏（新池）
- 黄綬褒章 業務精励  
（金属工作機械工・卓越技能）  
池田 政義氏（新林町）
- 黄綬褒章 業務精励  
（フライス盤工・卓越技能）  
塩崎 秀正氏（西中町）

▶問合せ 協働推進課 秘書広報係  
(☎95-0112)

5年経過の対象となる人には、現況届（年に一度の更新手続き）の前に、一部支給停止適用除外の手続きの案内文書を送付しますので、内容を確認のうえ、現況届の手続き時（8月）に、必要な書類をお持ちください。

## 男女共同参画週間

「男で○、女で○、  
共同作業で◎。」

協働推進課 協働人権係

(☎95)0144

毎年6月23日～29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が

確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定められています。つまり男女がよきパートナーとしてお互いの人権を尊重し、職場、学校、地域、家庭などにおいて、それぞれの個性と能力を發揮して、一人ひとりが責任を分担しながら支え合い、心豊かで充実した生活を送ることができるとされています。

この週間を機会に、男女がともに支え合い、心豊かに自分らしく生きることについて考え、実践していきましょう。

## 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

名古屋法務局 人権擁護部

(☎052)8111 内線1831

いじめ・虐待など、子どもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

▼とき 6月26日(月)～7月2日(日)  
午前8時30分～午後7時（土・日曜日は午前10時～午後5時）  
○「子どもの人権110番」相談専用電話（フリーダイヤル ☎0120-0007-1110）



## 第67回 社会を明るくする運動

福祉課 保護援護係 (☎95)0149

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を支え、ふれあいのある明るい地域づくりに参加することを重点目標として、毎年7月1日～31日までの1か月間全国的に行われる運動です。今年度は、これまでの啓発活動に加え、ゲストをお招きして盛大に開催します。ぜひご参加ください。

家庭・学校・職場・地域社会が一体となって犯罪を誘発しない環境づくりと地域での支えあいの輪を広げましょう。

▼とき 7月17日  
(祝) 午前10時～11時30分

▼ところ 文化会館 花しょうぶ館

▼内容 知立小学校マーチングバンドクラブ・パトンドクラブの演奏、吉本興業所属の愛知住みます芸人「シンポジウムR」のお笑いライブ他

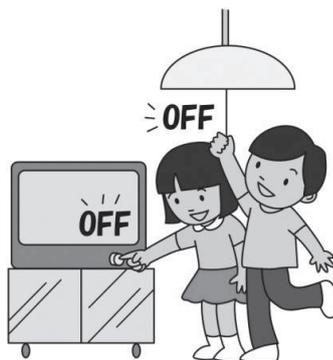
▼参加費 無料  
▼申込み 不要  
▼その他 啓発活動では、ちりゅうびやミスかきつばたも参加します。



シンポジウムR



昨年の様子



CO<sub>2</sub>削減  
ライトダウンキャンペーン

環境課 環境保全係 ☎(95)0154

ライトダウンキャンペーンは、地球温暖化防止のため、6月21日～7月7日まで施設や事業所、家庭などの電気を消し、節電をお願いするものです。

電気を消すことでいかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化について考えていただくことを目的として実施します。

▼特別実施日  
・6月21日(水)〔夏至の日〕  
・7月7日(金)〔七夕・クールアースデー〕

▼実施時間 午後8時～10時

※クールアースデーとは、地球環境の大切さを国民全体で再確認し、年に一度、低炭素社会への歩みを実感するとともに、家庭や職場における取組みを推進するための日として、平成20年度に創設されました。

## 国民年金保険料の免除制度があります

失業などにより、保険料を納めることが経済的に難しい場合には、本人の申請手続きで保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

### ▶ 免除・猶予の種類

#### ① 免除（全額免除・一部免除（一部納付）申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月～6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料が全額または一部免除になります。

#### ② 納付猶予申請

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得（1月～6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

#### ③ 学生納付特例申請

学生の人で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

### ▶ 受付期間

①・②については、7月1日から平成29年度分の受付を始めます。③については、4月から受付けています。

### ▶ 免除申請対象期間

①・②・③について申請した時点から2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や免除が受けられない場合がありますので、速やかに申請してください。

なお、免除は前年所得や失業などの状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

### ▶ 申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ・失業などを理由とする場合は雇用保険被保険者離職票など
- ・代理申請の場合は、認印と代理人の本人確認書類

### ◎ 国民年金保険料追納制度

国民年金保険料の免除制度や納付猶予制度を利用すると、保険料を納付した場合と比べて受け取る年金額は低くなります。低くなってしまった年金額を増やしたい場合、免除または猶予の承認を受けた月については10年以内に保険料を納付（追納）することで年金額を増やすことができます（承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます）。

追納を希望する場合は、お住まいの地域を管轄している年金事務所で申込みが必要です。

### ▶ 問合せ 国保医療課 国保年金係 ☎(95-0123) 刈谷年金事務所 ☎(21-2110)

生け垣設置に補助金を交付します

都市計画課 公園緑地係

(☎)0157

緑化の推進を図り、良好な生活環境の整備と災害時におけるブロック塀の倒壊による被害防止のため、生け垣設置に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象の主な内容

- ①公共的道路に沿って延長2m以上生け垣を設置すること
- ②樹木は、高さ90cm以上
- ③延長1m当たり2本以上植樹すること

▼補助金を受けられる人

市内に土地を所有している人で、市税を完納していること

※集合住宅等で複数の人が共同で生け垣を設置する場合は、代表者を決めて申請してください。

▼補助金の額

- 新たに生け垣を設置する場合  
必要経費の3分の2の額(限度額6万円)
- ブロック塀などを取り壊して当該場所に生け垣を設置する場合  
必要経費の3分の2の額(限度額10万円)

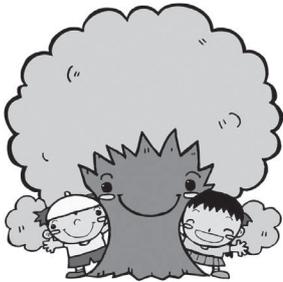
※この制度を利用される人は工事にかかる前に申請手続きをしてください。工事着手後の申請は受付できません。詳しくは市ホームページまたは都市計画課までお問合せください。

(実施例)

工事前



工事後



情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況の公表

○情報公開制度

市政に関する情報(公文書)を市民の請求に応じて開示する情報公開制度を実施しています。開示を請求できる文書は、平成元年4月1日以降に作成し、保有している文書、図書、写真などです。ただし、個人のプライバシーを侵すもの、法人の正当な利益を損なうものなどは開示できないことがあります。

平成28年度における情報公開制度の実施状況は、次のとおりです。

平成28年度情報公開制度実施状況

実施機関	処理状況				不服申立て			
	件数	決定内容			件数	決定内容		
		全部開示	部分開示	非開示		全部認容	棄却	却下
市長	8	4	4	0	0	0	0	0
教育委員会	2	1	1	0	0	0	0	0
合計	10	5	5	0	0	0	0	0

※「非開示」については、文書不存在も含みます。

○個人情報保護制度

市の機関が保有する自己の個人情報の開示、訂正・利用停止・削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益を保護するために個人情報保護制度を実施しています。

平成28年度における個人情報保護制度の実施状況は、次のとおりです。  
▼問合せ 総務課 総務係(☎)0113

平成28年度個人情報保護制度実施状況

【開示請求】

実施機関	処理状況				不服申立て			
	件数	決定内容			件数	決定内容		
		全部開示	部分開示	非開示		全部認容	棄却	却下
市長	14	12	2	0	0	0	0	0
農業委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
合計	15	12	3	0	0	0	0	0

※「非開示」については、文書不存在も含みます。

【訂正請求等】0件 【是正の申出】0件

## 食中毒に注意しましょう

保健センター (82)8211

食中毒とは、食中毒を起こすもととなる細菌やウイルス、有毒な物質がついた食べ物を食べることによって、下痢・腹痛・発熱・吐き気などの症状が出る病気のことです。食中毒の原因によって、病気の症状や食べてから病気になるまでの時間は様々です。

細菌による食中毒にかかる人が多く出るのは気温が高く、細菌が育ちやすい6月～9月頃です。ウイルスによる食中毒は冬に流行します。また、キノコや魚のフグなどには、自然に有毒な物質を含んでいるものがあり、そのようなものを誤って食べることによって食中毒になることもあります。

食中毒は毎日食べている家庭の食事でも発生します。食事を作る途中で菌がついてしまったり、家庭で料理したもの、暖かい部屋に長い時間置いたままにしておくと、細菌が増えるので注意しましょう。

### ①食中毒菌を付けない

食中毒の原因菌やウイルスを食べ物に付けないように、手洗いを徹底しましょう。

### ②食中毒菌を増やさない

食べ物に付着した菌を増やさないためには、低温で保存することが重要です。肉や魚などの生鮮食品や総菜などは、購入後できるだけ早く冷

蔵庫に入れましょう。なお、冷蔵庫に入れても、細菌はゆっくりと増殖しますので、冷蔵庫を過信せず、早めに食べることが大事です。

### ③食中毒菌を殺す

ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅しますので、肉や魚はもちろん、野菜なども加熱して食べるのが良いでしょう。特に肉料理は中心部を75℃で1分以上加熱することが目安です。また、ふきんやまな板、包丁などの調理器具にも、細菌やウイルスが付着します。洗剤でよく洗ってから、熱湯をかけて殺菌しましょう。台所用殺菌剤の使用も効果的です。

このように食中毒は簡単な予防方法をきちんと守れば予防できます。それでも、もし、腹痛や下痢、気分が悪くなったりしたら、かかりつけ医に相談しましょう。

## 妊娠に気づいたら早めに届出をしましょう

保健センター (82)8211

妊娠に気づき、診断を受け妊娠が確認できたら、すぐに届出をしましょう。また健やかな妊娠・出産のために、毎月1回(妊娠24週以降は2週間に1回、36週以降は1週間に1回)、定期的に妊婦健診を受け、母体の健康と胎児の成長を確認しましょう。

母子手帳は保健センターで交付しています。

毎週火・木曜日にはマタニティクラスとして、午前10時から母子手帳と妊産婦・乳児健康診査受診票(公費負担による受診券)交付の他、妊娠中の様々な相談にもお答えしています。

また、助産院や県外の医療機関で受診した場合、妊産婦・乳児健康診査分(診察と指定項目の検査費用)の自己負担額を、未使用の受診票の回数に応じて限度額の範囲内で助成します。詳しくは保健センターまでお問合せください。

※火曜日はポルトガル語通訳がいます。



## マタニティマークを見かけたら小さな命をサポートします

保健センター (82)8211

妊娠中、特に初期は赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためのとても大切な時期です。しかし、外見からは妊婦であるかどうか判断しにくく、つわりなどによるつらい症状がある時もあります。

このマークを付けている人を見かけたら、皆さんからの思いやりのある気遣いをお願いします。マタニティキーホルダーとシール



を母子手帳交付時に配布しています。ご利用ください。

## ちりゅうファミリーサポート・センター

### 援助会員を募集します

ファミリーサポートとは、子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(援助会員)が会員になり、お互いが助け合いながら活動する組織です。

センターでは、子育てをサポートする援助会員を募集します。子どもが好きな皆さん、会員になりませんか？

※講習を受けてからの登録となります。

### ○講習

▼とき 7月19日(水) 午前9時30分～午後2時30分(正午～午後1時 休憩)

▼ところ ちりゅうファミリーサポート・センター(中央子育て支援センター内)

▼内容 緊急時対応と応急処置・子どもの安全と病気・ケガの対応、子どもの遊びと遊ばせ方

▼持ち物 顔写真2枚(縦3cm×横2cm、スナップ写真可)、筆記用具、昼食

▼申込み・問合せ 7月14日(金)までにちりゅうファミリーサポート・センターへ直接または電話(82)9009)でお申込みください。

愛知県だより

薬物乱用は、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動  
キャンペーン実施

県健康福祉部 保健医療局 医薬安全課  
(☎052(954)6305)

近年、麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の不正薬物の乱用は大きな社会問題となっています。

特に、大麻については、県内での検挙人員は4年連続で増加しており、他の薬物に比べ若年層の比率が高く、大変憂慮すべき状況となっています。また、危険ドラッグについては、

昭和未来会議を開催します

地域の助け合いによる福祉（地域福祉）を推進するため、住民同士で地域課題の解決について話し合う機会づくりをしています。昨年度に引き続き、昭和地区において「昭和未来会議」を開催します。ぜひご参加ください。

▶とき 7月2日(日) 午後4時～6時

▶ところ 昭和児童センター

▶内容 地域課題の解決についての意見交換・実践など

▶参加対象者 昭和1～9丁目および東小学校区在住の人、事業者、昭和地区のために活動したい人

▶参加申込み 不要

▶その他 昨年度の開催概要は市ホームページをご覧ください。他の地域と同様の会議の開催を希望される人は、福祉課障がい福祉係までお問合せください。

▶問合せ 福祉課 障がい福祉係 (☎95-0118 FAX 83-1141 Eメール fukusi@city.chiryu.lg.jp)



現在、販売店舗はすべて閉鎖していますが、インターネット等を利用して密売される状況が見受けられます。そこで県では県民の皆さんに薬物乱用問題に対する認識を高めていただくため、6月20日(火)～7月19日(水)まで「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施します。

この運動期間中は県内各地で「6・26ヤング街頭キャンペーン」を始め、警察等協力団体と共に各種啓発活動を展開します。

また、薬物乱用防止PR大使「薬物乱用ダメ。ゼッタイ」に任命されたOS☆Uから、若者へ薬物乱用防止を呼びかけます。

第18回知立よいとこ祭り 踊り参加チーム募集



【第18回知立よいとこ祭り】

▶とき 8月26日(土) 午後2時～9時（荒天の場合は翌日27日(日)）

▶ところ 市役所駐車場および周辺道路

第18回知立よいとこ祭り路上総踊り参加者を募集します！

▶参加条件 1チーム10人程度以上とし、中学生以下の参加は保護者同伴のこと

▶参加費 無料 ▶服装 自由

▶部門 ちりゅっぴ部門・盆踊り部門

☆踊りコンテスト☆

【ちりゅっぴ部門】

- ・審査曲目「ちりゅっぴ・ちりゅっぴ盆踊り Ver.」
- ・賞金「優勝5万円（1チーム）、準優勝3万円（1チーム）、特別賞5千円（10チーム）」

【盆踊り部門】

- ・審査曲目「まんまる音頭」、「知立音頭」、「わが町知立」（予定）
- ・賞金「優勝5万円（1チーム）、準優勝3万円（1チーム）、特別賞5千円（10チーム）」

☆チームシンボルコンテスト☆

- ・賞金「優勝3万円（1チーム）、準優勝2万円（1チーム）、特別賞1万円（1チーム）」

▶申込み 応募用紙に必要事項をご記入のうえ、7月14日(金)までに観光協会事務局（経済課内）へお申込みください。

なお、応募用紙は、市役所2階経済課、中央公民館、福祉体育館等にある他、市および観光協会ホームページにも掲載しています。

▶代表者説明会

- ・とき 7月20日(木) 午後7時～
- ・ところ 中央公民館 大会議室

▶踊り講習会

- ・とき 8月1日(火)、8月4日(金) 午後7時～
- ・ところ 中央公民館 講堂

▶問合せ 観光協会事務局（経済課内） ☎83-1111 内線211・212

